

公益財団法人南北海道学術振興財団助成事業規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人南北海道学術振興財団（以下「財団」という。）定款第4条第1項第1号に掲げる事業の助成に関して必要な事項を定め、事業の適正かつ効果的な運営を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成金は、情報科学分野を中心とする次の各号に掲げるものに交付するものとする。

- (1) 道南圏の大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）における先端的な学術研究
- (2) 大学等と雇用関係にある教員・研究者、学部4年生（高等専門学校の専攻科の2年生を含む。）、大学院生が行う海外の学会、研究会等への参加、観察等
- (3) 大学等の学部4年生、大学院生（高等専門学校の専攻科の2年生を含む。）が行う海外の高等教育機関への留学
- (4) その他理事長が特に必要と認める大学等の学術振興および学術交流

(助成の申請)

第3条 助成を受けようとするものは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付して申請書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 申請金額
- (2) 事業計画書等
- (3) 事業予算書等
- (4) その他財団が必要と認めるもの

(助成の決定)

第4条 理事長は、前条による助成の申請を受けたときは、審査委員会の審査を経て、適当と認めるものについて、予算の範囲内において助成額を決定し、申請者に通知するものとする。

(事業の変更および中止)

第5条 助成を受けたものが、当該事業の内容を変更しようとするとき、または当該事業を中止しようとするときは、助成変更または中止の申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 助成を受けたものは、当該事業が完了した場合、速やかに実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成の決定の取消し)

第7条 理事長は、必要と認めるときは、随時事業を検査し、または検査の結果について必要な指示等を行うことができる。

2 理事長は、助成の決定を受けた者が、この規程に違反したとき、または不正の行為があると認めたときは、助成金の交付を取消し、もしくは、交付した助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月26日から施行する。

公益財団法人南北海道学術振興財団助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は公益財団法人南北海道学術振興財団助成事業規程（以下「規程」という。）に基づく助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象経費および助成金の額)

第2条 規程第2条に規定する助成の対象として定める経費に係る助成金の額は別表に定めるとおりとする。

(助成対象者の範囲)

第3条 規程第3条に規定する助成を受けようとする者は、別表に掲げる者とする。

(変更)

第4条 規程第5条に規定する内容の変更には、経費の配分の概ね100分の20を超える変更を含むものとする。

(額の確定)

第5条 理事長は、規程第6条の実績報告書により報告を受けたときは、当該報告書について審査のうえ、助成金額を確定し、通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 助成金は、前条の規定による助成金額の確定後において交付するものとする。

ただし、事業の遂行上必要があると理事長が認める場合、申請により交付決定額の2分の1を限度として、概算払を行うことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成 10 年 11 月 8 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 13 年 1 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 14 年 5 月 14 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 5 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 2 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 2 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 1 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 1 月 31 日から施行する。

別表（第2条関係）

助成対象経費の区分	助成金の額
情報科学分野を中心とする次の事業。 1 道南圏の大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という）における先端的な学術研究	地域連携枠（企業等との共同研究） 1事業につき 150万円を限度とする額 若手研究者支援枠 1事業につき 50万円を限度とする額 一般枠 1事業につき 100万円を限度とする額
2 大学等と雇用関係にある教員・研究者、学部4年生（高等専門学校の専攻科の2年生を含む）、大学院生が行う海外の学会への参加、視察等	1事業につき 20万円を限度とする額
3 大学等の学部4年生（高等専門学校の専攻科の2年生を含む）、大学院生が行う海外の高等教育機関への留学	1事業につき 30万円を限度とする額
4 その他理事長が特に必要と認める大学等の学術振興および学術交流	理事長が定める額

別表（第3条関係）

助成対象経費の区分	助成を受けようとする者
情報科学分野を中心とする次の事業。	
1　道南圏の大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という）における先端的な学術研究	地域連携枠および一般枠 大学等の常勤の教員、または当該教員で構成する研究グループ
	若手研究者支援枠 大学等と雇用関係にある教員・研究者（事業実施年度4月1日時点で博士の学位取得後8年未満の者）
2　大学等と雇用関係にある教員・研究者、学部4年生（高等専門学校の専攻科の2年生を含む）、大学院生が行う海外の学会への参加、視察等	大学等と雇用関係にある教員・研究者、学部4年生（高等専門学校の専攻科の2年生を含む）、大学院生
3　大学等の学部4年生（高等専門学校の専攻科の2年生を含む）、大学院生が行う海外の高等教育機関への留学	大学等の学部4年生（高等専門学校の専攻科の2年生を含む）、大学院生
4　その他理事長が特に必要と認める大学等の学術振興および学術交流	理事長が定める者